

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年7月15日(水曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 2時35分 開議
午後 4時22分 散会

付託事件

議案第122号(ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第4号)(ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(4名)

議長	安 藏 栄 君	議員	土 田 記 代 美 君
議員	小 川 勝 夫 君	議員	松 本 勝 久 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 新 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
男 女 平 等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	清 水 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼課長補佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑未子 君
-----------------	---------	-----	-----------

午後 2時35分 開議

○小泉委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、宮田新ごみ処理施設整備課長が、病院検査のため欠席との連絡がありましたので御報告いたします。

これより議事に入ります。

本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第122号の1件であります。

それでは、審査の進め方につきまして、お諮りいたします。初めに執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行い、御意見を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から、提出議案の説明をお願いいたします。

議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の1ページをお開きください。

市議会議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算にそれぞれ30億1,000万円を追加し、総額を1,529億8,242万8,000円とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページの別表、歳入歳出予算補正に、款項ごとの補正額及び補正後の金額をお示ししております。

議案の説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、別表中歳出中第2款総務費、1項総務管理費、7目交通政策費について、須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 続きまして、歳出について、御説明いたします。

議案書②の予算書、6ページをお開きください。

7目交通政策費につきましては、2,600万円を補正するものでございます。

右側の7ページを御覧ください。

内容につきましては、交通政策経費として、バスやタクシーを安心して利用できるよう、車内の感染症拡大防止策を支援し、公共交通利用者の回復を図る公共交通あんしん運行支援金として1,600万円、また、バス利用者の回復と中心市街地のにぎわい創出を図るため、路線バスの1日フリー切符を、水戸の梅まつり期間中に割引で使用できる取組を支援する梅まつり路線バス利用者回復事業補助金として1,000万円、それぞれ補正するものでございます。

以上です。

○**小泉委員長** 次に、17目平和文化費及び18目芸術館費について、三宅文化交流課長。

○**三宅文化交流課長** 続きまして、その下、17目平和文化費につきましては、文化振興経費におきまして2,650万円を増額するものでございます。内容といたしましては、ライブハウスやギャラリーなど、芸術文化の振興に資する公演や展示等を行う施設の活動の継続を支援するほか、小中学生や高校生をはじめといたしまして、市内の様々な音楽団体が共演する音楽祭の開催を支援してまいります。

その次、18目芸術館費につきましては、芸術館運営経費におきまして300万円を増額するものでございます。内容といたしましては、公共施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けまして、水戸芸術館にAIサーマルカメラを導入するものでございます。

○**小泉委員長** 次に、第4款衛生費、3項清掃費、2目塵芥処理費について、清水清掃事務所長。

○**清水清掃事務所長** それでは、議案書②でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

4款衛生費、3項清掃費、2目塵芥処理費につきましては、ごみ収集経費を900万円増額するものであります。その内容につきましては、ごみ集積所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、カラス、猫などによるごみの散乱防止のため、動物よけネットを配付するものであります。

以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、第10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費について、柏参事兼スポーツ課長。

○**柏市民協働部参事兼スポーツ課長** 続きまして、資料16、17ページをお開き願います。

2つ目の表、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、スポーツ行事経費において、スポーツフェスティバルの開催補助金として500万円を増額するものでございます。

○**小泉委員長** 次に、2目体育施設費について、青山技監兼体育施設整備課長。

○**青山市民協働部技監兼体育施設整備課長** 同じく、議案書②、補正予算に関する説明書の16、17ページを御覧願います。

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費におきましては、体育施設管理費において1,000万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、スポーツ施設における感染拡大防止対策として、ケーズデンキスタジアム水戸等にAIサーマルカメラを導入するものでございます。

説明は以上になります。

○**小泉委員長** 次に、歳入について、梅澤参事兼財政課長。

○**梅澤財務部参事兼財政課長** それでは、議案書②の2、3ページにお戻りください。

歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、2目衛生費国庫負担金において、感染症予防対策事業を財源として713万6,000円を増額するものでございます。

次の16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、まず、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金を19億7,390万円増額するものであります。

2目民生費国庫補助金は、独り親世帯に特別給付金などに対する補助を4億5,303万2,000円計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は、妊婦へのPCR検査費補助の財源として3,200万円、7目教育費国庫補助金は、GIGAスクールサポーターの配置をはじめ、小中学校へのタブレット端末整備の財源として6億5,000万円を新たに計上するものであります。

以上により、国庫補助金の項の合計で、31億893万2,000円の増額としております。

ページを返していただきまして、4ページ、5ページでございます。

17款県支出金、1項県負担金、5目衛生費負担金につきましては、感染症予防対策事業を財源として300万7,000円を計上するものであります。

21款1項1目繰越金は、今回の補正に要する一般財源として7,382万9,000円を措置いたしました。

22款5項雑入につきましては、まず、4目給食費は小中学校の6月、7月、8月の給食費を無償化することに伴い、2億1,800万円の減額を行うものでございます。

5目雑入は、会計年度任用職員の雇用に伴い、社会保険掛金、雇用保険掛金を増額し、また、地域に検査センターを新たに運営することに伴いまして、PCR検査受託収入を計上したため、3,509万6,000円の増額としております。

このため、項の合計では1億8,290万4,000円の減額となっております。

歳入の説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第122号について、質疑のある方は発言を願います。

須田委員。

○須田委員 この資料の内容についての説明って、この委員会ではしないんだっけ、通常。

先週、資料が配付されただけで、この内容についてはそれぞれ説明がされないってことなの、委員長。

○小泉委員長 そうですね。

○須田委員 そうすると、1個1個全部聞くしかないの、この内容についても。

本来ならばこの議会のときに、例えばその他の資料がついていて、例えば、一番最初で言えば、1路線200万円でございますよみたいな話とか、1日100円で、黄門まつりのときに使えますよという説明等は今日は受けないのね、ここでは。

○小泉委員長 そうですね。

○須田委員 それは全部こちらから聞かなきゃならないの。

〔「最初から聞いていたら……」, 「聞くしかない」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 説明しないんだもんね。

その上で、じゃ、もう全部先に言っちゃいますね。

交通政策費の公共交通あんしん運行支援金の内容について、再度きちんと説明いただきたい。詳細にわたって。どういうお金で、これは幾らで、どういうふうに事業を組み立てているのか。

梅まつり路線バス利用者回復事業補助金に関しては、そのフリー切符はどのようなものなのか、そして、幾らなのか。これには書いてありますけれども、改めて委員会で説明を受けて議事録に残すっていうのも大切でしょうから、これをなしにしてこれで終わらせちゃうわけにはいかないで、どこまでやったっけ、今7目だけ。

〔「7目だけだよ、2つだけだよ」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 1項全部だよ。そうすると17目の平和文化費について、ライブハウスとかギャラリーに対して、たしか20万円とかつくような気はするんですけども、委員会で説明がないので、これをどういうふうに配るのか、それからその金額は幾らなのか、そうすると、その次の、みと千人の音楽祭補助金というのは多分ケーズデンキスタジアム水戸が云々とか書いてあった気がしますが、その内容についてそれぞれ詳しく説明いただきたいということです。

それから、最後の芸術館費のAIサーマルカメラについては、予算で300万円、1台100万円として3台分だと思うんですが、何台をどこに設置するのか、それから、これはいつか更新しなきゃならないのか、更新するならば、更新費用というのは水戸市の財政の中から出していくのか、更新について考え方があるのかについて、1項総務管理費だけだよ、今ね。じゃ、その点について、それぞれ答弁願います。

○小泉委員長 まず、須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 交通政策課から答弁をいたします。

公共交通あんしん運行支援につきましては、目的といたしまして、バス、タクシーを安心して利用できるよう、車内の感染症拡大防止活動を支援し、公共交通利用者の回復を図るものでございます。

令和2年第2回臨時会提出予定案件の資料の8ページを御覧いただければと思います。

まず、対象につきまして、バスにつきましては、市内を運行する路線バスの車両及び高速バス、水戸～東京線の車両、合計300台を見込んでございます。

また、タクシーの車両につきましては、市内の事業者かつ市内営業所の車両を対象といたしまして、約500台の台数を見込んでおります。

支給額につきましては、1台当たり一律2万円としているものでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 委員長、せっかくだから、全部併せて説明させちゃったら。

1回1回聞かないと。

○小泉委員長 これ、説明を聞いていると、資料に書いてあることを読んでいただけなので……

○須田委員 委員会での報告がまだないでしょう。

○小泉委員長 報告はないですね。

○須田委員 だったら議事録に残らないじゃない、説明が。1個1個聞いていくからいいよ。

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 説明を続けてください。

○須藤交通政策課長 続きまして、資料35ページになります。

梅まつり路線バス利用者回復支援につきましては、補正予算額が1,000万円でございます。

目的といたしましては、バス利用者の回復と中心市街地のにぎわいの創出を図るため、水戸の梅まつり期間に路線バスを割引で利用できるキャンペーンを支援するものでございます。

概要につきましては、既存の水戸漫遊1日フリーきっぷというフリー切符がございまして、その割引の支援でございます。大人の価格が400円のところを300円割引いたしまして、100円で利用できるようにし、また、小児運賃につきましては、通常200円のを50円ということで、150円割引で利用できるようにするものでございまして、この割引額につきまして支援する内容でございます。

対象者は市内のバス事業者で、補助額といたしましては、先ほどの割引額の補助を想定しておりまして、大人用が3万枚、子ども用が6,000枚、合計3万6,000枚の支援をしていくという考えでございます。

内容は以上でございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 ちょっとごめんね。最初に全部説明しちゃったんですけど、それをやると難しくなるでしょうから、目ごとに聞かせてもらいますけども、まず、公共交通あんしん運行支援金のほうなんですけど、その運行支援金が路線につき2万円ずつじゃないですか。その2万円の請求方法というのは、向こうで何らかの対策をして、例えばプレートを作ったとか、つい立てを作ったとか、もしくはアルコールで除菌したとか、そういうことに対して領収書の添付等をしてもらうのか、それともただ単に1路線につき2万円ですと、向こうからの請求はするかしらないかは別にしても、一律でもう払っちゃって、自由に使ってくださいって考え方なのかが1点。

それから2点目、梅まつりの路線バス利用者回復支援ですけれども、このフリー切符の販売方法、それはどこでどういうふうに販売する予定なのか、その販売方法に対して販売の手数料等が入ってくるのか、それともバスの中でしか販売しないのか、そこら辺についての2点を教えてもらいたいです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 公共交通あんしん運行支援では、1台当たり一律2万円でタクシー500台というけど、ぴったり500台なのかこれ。どこに何台というのは一切言わないの。これはどうやって交付するの。相手から請求が来るのか、こっちからおたくは何台だから幾らあげますよって言うのか。

それから、35ページの梅まつりのフリー切符で1,000万円ということなんだけれども、このフリー切符はどこで売るんですか。売る場所。対象者は誰でもいいということなの。特に市外から来たらもっと割り引きますよとかいうことじゃなくて、これは、売る場所がどこなのかということ、その2点、追加で。

○小泉委員長 取りあえず、まず須田委員の質疑の答弁をいただいてから答えていただきますので、では須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

支給の方法につきましては、一律2万円という形で、給付規則を定めまして給付する見込みでございます。ですので、領収書を添付して請求していただくという方式ではなく、1台につき一律2万円という形で給付を考えております。

2点目、販売方法でございますけれども、現在発売されている水戸漫遊1日フリーきっぷは、水戸駅前案内所、茨城交通と関東鉄道それぞれ1か所ずつございます。そこでこのフリー切符を販売しておりますので、基本的にはその販売所で販売することを考えております。

また、梅まつり期間中は、茨城交通がバス乗り場付近に臨時で販売所を設けるケースがございますので、販売方法及び販売場所につきまして、事業実施の際に詳細に詰めていきたいと思っております。

〔「手数料はなしなの」と呼ぶ者あり〕

○須藤交通政策課長 手数料については、なしと考えております。

以上です。

○小泉委員長 続けて、福島委員の質問にも答弁をお願いいたします。

○須藤交通政策課長 続きまして、福島委員からの御質問にお答えいたします。

タクシーの台数500台は、ぴったり500台かということでございますけれども、私どもで調査した台数が502台ということで、先ほど申し上げました500台は、約500台ということで概数でございます。正確には502台を対象としております。

また、給付の方法でございますけれども、給付規則を制定させていただきまして、給付申請を事業者単位でいただきます。その内容を審査した上で、給付するという方法を考えております。

続きまして、水戸漫遊1日フリーきっぷの件でございますけれども、販売場所は先ほど申し上げたとおり、水戸駅前案内所を考えているところでございます。利用対象につきましては、市民の方、市外から観光に来た方、どなたでも利用できることを想定しております。

以上でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、水戸市にはバス会社やタクシー会社は何社あるの。

それと、各社から申請がなくても給付するということなの。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 御質問にお答えいたします。

バス事業者は4社ございます。それから、タクシー事業者につきましては、52社ございます。いずれも住所を把握してございますので、給付規則を定めましたら、申請書の様式とともに各社に郵送させていただきます。その申請を受け付ける形で給付の手続を進めたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、タクシー事業者が52社もあったら、1社10台ぐらいしかないということなんだ。

そう理解していいですね。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 平均すると10台ということになりますけれども、会社によっては1台しか所有していない事業者もございます。

いずれにしても、国土交通大臣の許可を得て運行している事業者でございますので、また、その事業者に通知を発送いたしまして申請を受け付けるという形を取りたいと考えてございます。

○小泉委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 そのほか、公共交通あんしん運行支援と梅まつり路線バス利用者回復支援について、御質問のある方いらっしゃいますか。

高倉委員。

○高倉委員 公共交通あんしん運行支援なんですけど、これは感染の拡大防止についての支援だと思うんですが、今現在、こういったタクシーやバスの事業者というのはどういう感染防止対策を具体的にやっているんですか。それに対する支援のものだよな。

○小泉委員長 須藤課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

バス事業、タクシー事業、それぞれ業界団体で感染予防対策ガイドラインが発出されておまして、各事業者は、そのガイドラインを参照しながら各社での取組を行っているという状況でございます。

具体的には、車内における消毒であるとか、また、乗務員と利用者の感染を拡大させないための防護カーテンやそういったものを実施するとともに、営業所中での行動につきましても、ガイドラインに定められておまして、それぞれについて各事業所での対応を行っております。

○小泉委員長 そのほか、よろしいですか。

続いて、17目のライブハウス等、芸術文化施設のことについて、御説明をお願いいたします。

三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 それでは、資料の26ページ、芸術文化施設の活動継続支援につきまして、御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業自粛を余儀なくされたライブハウスや劇場、ギャラリーなど、芸術文化の振興に関して発信をされる文化施設に対しまして、本市の芸術文化の振興に資する活動の継続を支援するものでございます。

対象となる施設につきましては、芸術文化の振興に資する公演、展示等を鑑賞させることを主な目的とする施設でございまして、その施設の運営事業者の方を対象といたしまして、条件として、平成30年4月1日以降からこれまでに、運営事業者自らが公演等の企画や運営を行ったことがあることや、新型コロナウイルス感染症対策を十分講じた上で、今後も公演等の継続をする計画があることなどを条件といたしまして、活動の継続をする対象施設1施設当たり一律20万円を支給していくものとなっております。

こちらにつきましては、市のホームページ、そして「広報みと」等でPRをさせていただいた上で、各対象者からの申請をもって支給のほうを決定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の24ページでございます。

みと千人の音楽祭の開催につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、活動の自粛を余儀なくされた小中学生、高校生を中心といたしまして、市内の様々な音楽団体が一堂に会して、

世代やジャンルを超えて共演する音楽祭の開催を支援していくものでございます。

会場といたしましては、アダストリアみとアリーナを予定してございまして、出演者といたしまして、小中学校、高校、そして市内の音楽団体約1,200人を想定してございます。

平和文化費については以上です。

○小泉委員長 では、質問のほうをどうぞお願いします。

須田委員。

○須田委員 それぞれに質問しますけれども、まず、この芸術文化施設の活動継続支援のほうなんですけど、先ほどの説明で、これまで何か開催したことがある場所の所有者ということなんですけれども、例えば自宅等で手芸をやっている、その発表会をやっているサークルというのもあると思うんですよ。そういうところも昔やったことがあれば対象ということなんです。それとも、ギャラリーというのは何らかの規制があって、こういう届出がされてないとギャラリーと認めないというのか。そうするとよくありますよね、家で工芸展を見せるよと、グループ活動で市民センターで工芸をやったり、あとパッチワークをやったり、それを昔に見せたことがあるというところだったら、自宅でもどこでも対象になるのかどうか、まずそれが1つ目。取りあえずそこまでいいです。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 あくまでも、今回の施設につきましては、一般公衆の方に鑑賞をさせることを目的として運営をしている施設となりますので、自宅等については対象外と考えてございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 自宅の一部をギャラリーにしているというところもあると思うんですよ。この自宅とギャラリーとの差って、ちょっと私は分からないんだけど、何をもちいて自宅とギャラリーの差になるんですかね。そういうような登記をしているとか、そんなことですかね。ちょっと分からないんだけど。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 あくまでも、定期的にそのような公演等を行っているというところで判断をさせていただきたいと思っております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、例えば自宅等で毎回陶芸の発表会をやっていますよと、そういうところがありますよね。飲食店でやっているところなんかもあると思うんですよ。そういうものに対しては対象になるという考えでいいんでしょうか。それとも、ケース・バイ・ケースで考えるということになるのか、ちょっと教えてほしいんですけども。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 基本的に、条件を満たしている、一般公衆に鑑賞させることを主な目的とする施設としておりますので、そういう施設だということであれば……

〔「その施設っていうのが自宅でも成り立つのか、そういうことをやっていたら」と呼ぶ者あり〕

○三宅文化交流課長 そちらにつきましては、ケース・バイ・ケースでの判断も必要となってくるかとは思

います。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 恐らくですね、ライブハウスとか劇場というのは、多分把握できるので、本来なら市としては、今回、さっき言ったような事業者に対しては郵送で申請書の様式等を送るということなんだけれども、そうすると今の時点でギャラリーというのは解釈がまだ曖昧で、市として把握しているような問題ではないと。支援内容をホームページによって告知すると。

これは今まで、例えば通常は飲食店をやっているんだけど、週末だけライブをやっていますよと、そういうところがあるかと思うんですよ。もしくは、通常は自宅なんですけど、月に1回ずつ皆さんの陶芸作品を集めたり、パッチワークを集めたりして展示会をやっているというのは、それは対象なのかということをもう一度だけ教えてほしいのと、これまでそういった活動をやってきたという証明は、例えばチラシなのか、チラシの写真とかホームページなのか、どうやって確認するのかちょっと分からなかったものですから。ただ、今回の飲食店等の自粛営業なんていうのは、自粛しますって書いた写真だけでも県のほうでは通るような形だったので、そこら辺に関しては性善説でやるのか、その2点についてももう一度だけお願いします。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 まず、週末だけ御自宅をギャラリーとして使ったり、ライブハウスとして開放するような場合につきましては、定期的に公演等を行っている施設というところで証明をいただければ対象となります。

そのほかですね、これまでの実績につきましては、写真やチラシ等、実績が分かるものであれば種類は問わないと考えております。

〔「そこはあんまりやるとかわいそうなんだよね」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 じゃ、その場所については、改めてギャラリーとしてきちんといつも貸館事業をやっているってことではなくても、対象事業となるということで大丈夫ですね。そういうふうに周知させていただきますので、お願いします。

あと、この後の24ページの、音楽でまちを元気にプロジェクトというところなんですけど、この音楽団体が一堂に会し、というのは、1,200人というけど、市内の音楽団体って1,200人ぐらいしかいないんでしょうか。そこら辺について、応募はどういうふうにするのか、どういう団体まで許すのか、例えば民間でやっているジャズの組織とか、そういうものも含まれるのか、何を対象にしているのかを明確にちょっと教えてほしいんですが。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 御質問にお答えいたします。

1,200人と申しましたのは、市内にある音楽団体全員という人数ではございませんで、こちらにつきましては、小中高校生の吹奏楽部を中心といたしまして、実行委員会に入っている音楽団体さんの人数、それから、広く公募させていただいて、みと千人の音楽祭のほうに参加したい方を募集させていただいた際の3月時点での人数となっております。

〔「3月時点。これは募集しちゃうの」と呼ぶ者あり〕

○三宅文化交流課長 申し訳ありません。こちらにつきましては、実は本年3月に開催を予定していたんです。その際に公募で募集をしております、その際に集まった人数が45団体ということになっておりますので、同じような想定人数として1,200人とさせていただいております。

○小泉委員長 よろしいですか。

滑川委員。

○滑川委員 関連して1点お聞きしたいんですけども、音楽でまちを元気にプロジェクト、24ページで、恐らく3月15日に開催予定だったものだと思うんですけども、コロナ禍ということで延期になったという認識でよろしいですかね。

3月にやる予定でこちらのチケットを買った方、一定期間返金するタイミングがあったかと思うんですけども、返金せずにそのまま持っただけの方というのは、今回こちらのチケットが使えるのか、それともまた別で、有料であれば購入する必要があるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 今回補正予算で支援していく内容につきましては、入場料のほうは無料を考えてございますので、3月の開催予定であったチケットを御購入の方につきましては、大変申し訳ないのですが、チケットはもう期間を過ぎていて払戻しができませんので、御了承いただきたいと思っております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 芸術文化施設の活動継続支援のほうで、今、支給条件等は聞いていて大体分かったつもりなんですけど、非常に画期的というか、今苦境に立っているいろんな活動会に対する支援としては大事なものだと思って聞いておりましたけれども、初めてなだけに、こういう制度ができたことを恐らく知らないままになっちゃう可能性もあるんじゃないかなというふうに思いまして、市のホームページとか「広報みと」だけではどうなのかなというのをちょっと感じておりますが、広報はしてもらいたいですけれども。もう一つ聞きたいのは、この対象者として施設の設置者というと、所有者というふうに思いがちかなと思うんですけど、例えばギャラリーは、個展とか展示会をやる時だけ借りるというパターンも多いんじゃないかなというふうに思うんですけど、つまり、企画運営を行うことがあればよいのか、その辺はどういうふうな条件として考えておられるのか。なるべく幅広く対象にさせていただきたいと思うんですけども、その辺を整理できていればお答えいただきたい。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 設置者と書いてありますが、施設の設置者というのは施設を所有している方、施設が入っている建物を所有している方ということではなく、その施設の運営事業者になりますので、例えば建物を借りて施設を運営している、スペースを借りて施設を運営している場合についても対象となります。

○小泉委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 そうするとですね、なかなか線引きが、常にギャラリーとして持っている人が主催者としているような催しをやっている場合もあるでしょうし、まさに活動家の方がそういうものをある施設でやっている

場合もあるのかなとは思っているので、今の考えで、先ほどの須田委員とのやり取りを聞いていたら、なるべく幅広く対象にできるのかなというふうに思って聞いたんですけども、そういうことでよろしいですよ。もう一度だけ。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 再度御説明させていただきます。

対象となる施設につきまして、改めて説明をさせていただきますと、芸術文化の振興に資する公演、展示等を一般公衆に鑑賞させることを主な目的とする施設が対象となりまして、この施設の運営を行う方が支給対象者となります。

○須田委員 ごめんなさい、これ、説明資料には施設の設置者と書いてあるんだけど、私、設置者って意味が分からなくて、そうすると、例えばフリーのスペースを、ライブハウスか何かをお借りして、毎週、金曜日にイベントをやっていますよと、そういう人は設置者なの。じゃないですよ。設置者っていうのは施設を持っている人、もしくは施設を借りてやっている人ですよ。

そういう考えでいいんですかね。だとすると、一応答弁はもらわないと議事録に残らないので。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 説明が不足して申し訳ございません。

須田委員のおっしゃるとおりでございます、施設を持っている方が対象となります。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 それで、例えば自宅でパッチワークの月1回の発表会をやっていたというのも、それは設置者でいいんですね。そこだけ。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 申し訳ございません。説明の不足がありました。

自宅で行っている教室やスクール、スペースを借りて行う教室やスクールにつきましては、施設の対象者にはなりません。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、さっき言ったような自宅で、スクールじゃないよ、発表会。公に対して一般の人みんなに発表しているところってあるんだよ、実際に。例えば飲食店でも、この日だけはライブやりますなんて飲食店、幾らでもあるんですよ。例えばガールトークさんだっていいし、ノヴィタさんだってそうなんだけど、そういうものはまず最初に、一般に対して自宅で発表っていうのをしている、ちゃんと。1か月に1回、一般に対してね、全員で。スクールをやっているわけじゃないよ、そこを貸して、1か月に1回発表会をやってますよというのは対象になるのかと。あと例えば飲食店のノヴィタさんとか、それこそガールトークさんみたいに、いつもはライブハウスをやってないけど、土曜日になるとやりますよと、そういう飲食店なんか対象になるのか、この2点だけちょっともう一回確認させて。間違って市民に伝えちゃうと、後から大変になるので、そこを整理するなら整理するでもいいし、そこだけ確認させてください。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 支給対象となる施設につきましては、芸術文化に資する公演、展示等、一般に鑑賞さ

せることを主な目的とする施設となっておりますので、単に場所を借りて発表をするような場合については対象外と……

○須田委員 自宅を持っている人が、例えばライブハウスだって、ガールトークさんがピアノの人とか呼んできてやるわけでしょう。それはその人がいつも運営している場所でしょう。その人は対象にならないのか。

○三宅文化交流課長 その公演の企画運営を行う方であれば対象となります。

○須田委員 そうすると、自宅でやっている人も、企画運営している人は対象者ということ。自宅で一般に広くこういうものを行っていますよ、書道展をやっていきますよっていう人よくいますよね。手芸をやってる人が、手芸の仲間たちやいろんな人たちを呼んで、自宅で一般に開放してる人いますよ。それはどうなの。飲食店は取りあえずそこで集めていけばオーケーね。その人が集めていけば。どうなの。

○小泉委員長 暫時休憩します。

午後 3時18分 休憩

午後 3時29分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、須田委員の質疑に対しまして、答弁をお願いいたします。

三宅課長。

○三宅文化交流課長 改めまして、私の説明が不足しておりまして誤解を招くような発言をしてしまって申し訳ございません。改めまして、この支援金の対象者につきまして、御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、芸術文化に関する公演、展示等を行う施設の運営を事業として行っている方を対象といたしまして、自ら公演等の企画、運営を行うことにつきましても条件とさせていただいております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 それでいいんですけど、曖昧なところが多分出てくると思うんですよ。

飲食店なんだけど週末はライブハウスになっているとか、そのところでいろいろ企画をしているとか、そういうところの判断というのは、基本的にはそのときの相談で行うってことでよろしいですかね、そのラインは。今のところ、本当に曖昧な人がたくさんいると思うんですよ。だから、そこら辺は、相談の上でってことでよろしいですかね、答弁をお願いします。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 須田委員のおっしゃるとおりでございまして、こちらの対象施設となるかどうかというところにつきましては、個々の事案について、申請に基づいて、個々に判断をさせていただきたいと考えております。

〔「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 この補助金に関しては、ただその施設に出すんじゃなくて、その後、自ら公演等、企画運営を行う、今後何かイベントを行うと20万円を出すよという形でいいんですかね。継続計画があるのと、企画運営を行ったということに対してなのか、それとも今までやってきたものに対して出すのか。今まで御苦労

○三宅文化交流課長 裏づけの明確たる店舗の名簿というものはございません。申し訳ありません。

今回100者とさせていただきますのは、経済センサスの活動調査において、対象となる施設、文化芸術の施設について推定をさせていただいたところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 我々、議会は審査をしているんですから、150者とか200者とか、そういう名簿を出してもらいたいんです。出してもらわなければ、どんな基準で、どんな裁量権で、誰が決めるんだと。それには合議をして、お金を払うんだから。合議の中に会計責任者や支払いに対する責任、これはあくまでも公金ですからね、2,000万円というのは。だから、そういうのが何もなくて、我々に認めろっていうほうがおかしいんじゃないの。ある程度、こういう基準があって、こういう対象者があって、それで、審査会のメンバーはこういう人ですよと、最終決定は市長かも知れないが、そういうのは何もないの。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 説明のほうがりなくて申し訳ございません。

今回の支援制度につきましては、給付規則を定めまして、必要となる対象者の条件につきまして、明確にお示しをした上で、こちらを公示させていただきまして、募集のほうをさせていただきたいと思っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、給付基準とか、給付規約とか、審査基準とか、枠づけ、そういうものはきちんとあるわけですよ。なければ誰がどうやって決めて、誰の裁量権になっていくのよ。市長が最後やりますって言ったって、所管の皆さんがこの人とこの人、この人はオーケーですよというものの上に合議をしなければ、その段階で決まるんでしょうよ。そういう基準っていうものを、委員会に出してもらいたいって言っているんだよ。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 先ほど、大体明確に、ライブハウスさんだとか、それこそ、それを業としてそれ以外やっていないんだという方に関しては明確にこれに入るってことでしょうし、先ほど言ったように、明確じゃない方、極めて曖昧な方に関してはケース・バイ・ケースになるんでしょうけど、多分恐らく。

今回、なるべく早く予算を市民に出してあげようという考え方から、先ほどの交通政策課でもその基準に関しては、ちゃんと給付対象をきちんとするよという答弁だったから、今、実は給付の基準ができていないのかなという気もしますけども、そここのところ今正確なものを出してくれと言ってちょっと難しいでしょうから、ぜひですね、こういう予算に関しては、少しでも早く市民に渡してあげたいってのは私も同じ気持ちですよ。

そう考えれば、本予算に関しては、本来ならばそういう明確な基準を文章として目の前に出せと、私も福島委員の言うとおりでと思うんですが、ただしかしながら、一刻も早くという考え方からすれば、そこら辺に関しては、私は信じていると、信じているというかきちんとしてよと、こここのところこれだけの話になったんだからきちんとやってね、というような明確な答えをもらって、それで予算を通させてもらおうと。私なんかは賛成ですから、ぜひやってほしいことだから、別に決してやらないでくれよと言ってないし、できるだけ広くやってくれてっていうのは皆さんも同じ気持ちですから、そこら辺がきちんとできると、きちんと

とやっていますという答弁をもらって、もう基準があるんだったらね、できませんっていうんだったらそれはできませんでもめるだろうけど、それで今回はこれで、その後に私たちに対しても、そういうものはこういうふうにしましたというような明確なものを、終わってからでいいから出してもらうような形だとどうですかね。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 私は反対なんかしてないよ、何も。市民が喜ぶことはいいことだと。ただ、今の説明では基準が何もなくて、そうしたらどうやって審査するのかと。対象者は100者あるけれども、通常であるならば、200者を100者に絞ったとか、その審査基準とか、どこまでの裁量権だとか、だから支給するんですよという説明が今の話では何もないんだよね。

誰が決めるんだって言ったって、市長が決めるんだって、ふざけるんじゃないっていうんだよ。市長なんか最後に決裁印を押すだけだよ。やるのは所管の担当と部長だろうよ。それで、先ほどのタクシーとかそういう場合は、502台あって500台ですよ。これだって幾つの団体があるんですかって言ったって分かりません、どこへ支給するんだって言ったら分かりません。じゃ、20万円はどのようにして支給するの。その責任だよ。要するに、どういう申請書があって、どういう手続があるの。今は何ら具体的なものが一つもないんだよ。説明責任というのがあるでしょうよ、どうあったって。

2,000万円配るのに何もないよって我々に言われたって、我々が困るんだよ。議会でそんなでたらめな議決したって言われたら。だから、審査基準とか対象枠、こういう文化団体が何者あるんですかと聞いたってそれは答えられない。そうだろう。幾つあるの、それじゃ。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 ただいまの質問にお答えいたします。

対象となる事業者につきましては、経済センサスの活動調査上ですと、おおむね120者となっております。

こちらにつきましては、分類のほうが大分大まかな分類となっておりますので、対象とならない事業者なども含まれての数字となっておりますので、こちらについては100者という形で、今回は提案をさせていただいているところです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、その100者全部、団体として法務局に登録しているのか、それとも登記していなくても、個人の事業者として税金を納めているのか、また、今、商工会議所の会員であるのか、ある組合の団体であるとか、何かの裏づけがあるでしょうよ、それが何にもないの、枠を決めるのに。それを我々議会にかけられて、我々がオーケーしたから配ったんだ、後でだまされたなんて言われても困るんだよね。だから、公金ですから、配るなどは言わないですよ。その枠が明確になっているのか、基準というのがあるでしょうって言うの。

例えば、企業活動をしているならば、今まで3年間のパンフレットとか、事業をやりましたというチラシがあったとか。また、そういう団体、文化団体連合会とかありますよ。そういうところに登録している団体だとか、やらなくても1つの事業として税務申告しているとか、枠も何にもなくて、100者ですよと、

120者ですよ。そうすれば、当然それは対象者の名簿として決まっているわけですよ。そういうものも一切ないと言うから、どうするんだということになっちゃうんです。

○小泉委員長 答弁を精査するために、一度暫時休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 4時 0分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、川上市民協働部長。

○川上市民協働部長 福島委員の御質問にお答えいたします。お時間をいただいて申し訳ございませんでした。

御指摘のとおり、審査基準等につきましては、給付規則を今後定める中で具体化をし、過去の実績や今後の事業を継続されるというものが分かるような書類等の添付内容等を含め、具体的に明確に定めてまいりたいと考えております。

また、名簿というものは現段階ではございませんが、先ほど御説明した対象者、これを規則等で具体化した中で分かりやすく周知に努め、これを軸に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、芸術文化施設の活動継続支援と音楽でまちを元気にプロジェクトに関しましてはよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 それでは、水戸芸術館のA Iサーマルカメラについての説明をお願いいたします。

[「もう終わりでいいよ、やったってしょうがあんめえ、何も言えないじゃ」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 須田委員から話がありましたので、説明させます。

[「説明させるのね」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 水戸芸術館のA Iサーマルカメラの説明を、3台どういった場所に設置するのか。

三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 水戸芸術館におけるA Iサーマルカメラ3台の設置場所につきましては、東側と西側のエントランスホール入り口のほうに1か所ずつと、1階のカフェの入り口のところに1か所設置をしてみたいと考えております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 これに関しては、ずっと継続的にやるのかというのが1つ目の疑問。例えばコロナ禍が続く限りなのか、それからこれはどれくらいもつんですかね、何年ぐらい、6年とか10年とか。そうすると、更新するときのお金を今度は国からもらえないで、私たちが更新しなきゃならないじゃないですか。そういうことを考えていくと、どういうものなのかと。費用に関してはもう今後はないですよ。大体何年ぐらい

もつようなシステムなのか、例えば保証が何年あるのかとか、そういうことをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○小泉委員長 三宅課長。

○三宅文化交流課長 機種によって耐用年数などは異なるものと考えておりますが、このコロナ禍においては、必要に応じて設置をしてみたいと考えておりまして、コロナが収まればそちらについては使用をだんだんと控えていくものと考えております。

そして、また、更新の費用につきましては、こちらは文化交流課が水戸市の備品として購入するものでございますので、更新等の必要があれば、水戸市において予算化を図りまして、更新等を進めてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 それでは、ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 このA Iサーマルカメラなんですけど、スポーツ施設のほうにもあるので、ちょっと別々に質問していいですか。

○小泉委員長 高倉委員どうぞ。

○高倉委員 まず、このA Iサーマルカメラの導入なんだけど、具体的にA Iサーマルカメラっていうのはどういった性能を持っているものなんですか。

例えば、今回文化施設で水戸芸術館に3台置く、あと、スポーツ施設のほうにも10台入れるということですが、文化施設とスポーツ施設では違うものなんですか。どういった性能を持ったもので、どういった効果があるのか、どうやって検温するのか、A Iがどういう働きをするのか、ちょっとその辺の具体的な概要を教えていただきたい。

○小泉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

A Iサーマルカメラにつきましては、対象者の体表温を測定できる熱感知カメラでございまして、A Iの搭載によりまして、人体のみを識別して温度測定をすることができるものとなっております。今想定しておりますのは、体育施設及び文化施設に導入予定の機器については、ほぼ同様の仕様を考えてございます。

カメラの測定速度や測定誤差につきましては、測定速度は1秒間で15名から20名程度を測定できる機器を想定してございます。測定誤差につきましては、メーカーにより多少誤差がございますけれども、プラスマイナス0.5度程度でございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうすると、こういう施設ですからかなりたくさんの方がいますよね。そうすると、一遍に何人かまとめて検温ができるという機能を持っているということですね、この機器は。

それと、ごめんなさい、スポーツ施設のほうでは、ケーズデンキスタジアム水戸、アダストリアみとアリーナなどがありますが、具体的に設置する施設はそれ以外にどういったところなんですか。

○小泉委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

体育施設につきましては、大規模な大会、イベントの開催会場となっておりますスポーツ施設であります
ケーズデンキスタジアム水戸に4台、ノーブルホームスタジアムに4台、アダストリアみとアリーナに2台、
合計10台を当初配置する計画としております。

また、移動式のA Iサーマルカメラの導入を考えておまして、その他の施設におきましては、大会等の
開催時に、10台の中で利活用を図っていく考えでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうするとその10台は、固定じゃなくて移動できるものということによろしいですか。

○小泉委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 移動が可能なカメラでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 万が一、高温の重症者が発見されたらどうなるの。

○小泉委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 職員等が今回のA Iサーマルカメラによりまして、設定温度で
37.5度以上の体温を確認した場合、一定時間、時間を空けまして、再度、対象者の体温を測定させてい
ただきまして、再度その設定温度を超える場合には、施設の利用を控えていただくように要請するもので
ございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 例えば、ケーズデンキスタジアム水戸でね、3,000人も5,000人も入って来るんだから、
その中で高熱者がいたと。それから、その人がどこに行っちゃうか分からないでしょ、その後。それを感知
したときブザーが鳴るとか、どんな感知機能が働くの。

○小泉委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 測定につきましては、先ほど同時に15名から20名程度と申
してございますけれども、実際の運用につきましては、確認をする時間が当然必要になりますので、その時
間を見込みまして、数人ずつの測定を想定してございます。サーマルカメラでございますので、モニター内
での体温が設定温度以上の場合は、色、あるいは同時に音で知らせるようなシステムになってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、あなたは担当者としてね、それを現場で見たことあるの。

例えば、37.5度と38度の人が入ってきて感知したと、ブザーが鳴ったと。それはどの人だというこ
とは明確にできるの。A Iサーマルカメラは感知機能があって、そういう人がどこに行ったといえるような
追跡調査ができるの。

○小泉委員長 主な設置場所はゲートのところになると思いますけれど、その辺も説明に入れてください。
青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

A Iサーマルカメラにつきましては、施設の入り口部分に、各ゲート場に設置いたしまして、感知して異
常値が出るかどうかの判断をしながら、中に参加者等の誘導をしていくものでございます。

〔「その場でその人を止めるんでしょう」、「チケットのもぎりの所に
あるような感じですよ、イメージでね」と呼ぶ者あり〕

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 異常値が出た場合には、同時にそこでその方を誘導して、再測定ということになります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 我々、見たことも聞いたことも何もないんだけど、A Iサーマルカメラが感知して、音なりなんなり出た場合に、その追跡調査はどうするのっていうの。それは、誰だっていうのは分からないんですよ、どの人に感知したのかというサーチ機能だよ。

○小泉委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 すみません、入り口でその観覧者の方がA Iサーマルカメラの前を通りますと、ブザーと同時に、その方を識別できるモニターがついておりますので、それを確認して職員は対応いたします。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 スポーツ施設のほうでお聞きしますけども、大体概要は分かったんですけども、今の無観客から有人も可ということで、段階的に緩和となっていると思うんですけど、収容率が50%以内だとか、一人一人の間を2メートルとか1メートル空けるとか、JリーグとかBリーグとか、この団体によってまた違ったりしていて、水戸市はそういう何か基準を持っていらっしゃるんですか。体温をチェックする場合に、これは市の職員あるいはスポーツ振興協会がやるんですかね。それとも主催者がやるのか。人手も必要だと思いますけど、どういうふうな運用なのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 青山課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

大会等の利用につきましては、茨城県の新型コロナウイルス対策指針に基づきまして、現在観覧席につきましては、収容定員の50%以下で運用しているところでございます。また、フィールド、アリーナ等につきましては、人と人の距離が十分確保できるおむね2メートルを取れることなどを利用条件としてございます。

またプロスポーツ関係につきましては、スポーツ庁からの指導によりまして、スポーツ関係団体ごとに定めるガイドラインに沿って運用をされております。例えばJリーグの場合は、スタジアム収容人数の50%以下、入場者数は最大で5,000人まで、座席間隔は1メートルを確保する。万が一の場合は、御来場いただいた方に御連絡を取れる状態にすることなどが定められております。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

〔「全部のやつですか」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 全部の。ほかにありますか。

〔「報告でやったんじゃないかったっけ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 質疑については、最初は一括で、その後須田委員が言った順に来たってことです。そこから今はA Iサーマルカメラまでできたので。

〔「この1項をやるって言ってたんじゃないかったっけ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 いや、違います。

〔「そうしたら、4款と3項の清掃費とか、それについての説明も今から請求できるのね」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 はい、そういうことです。

〔「質問だけいいですか」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 資料の9ページの、ごみ集積所における感染拡大防止支援について1点お聞きしたいんですけども、ごみ散乱防止用ネットの配付ということで、この配付先はどこにどのように配るのかなど。3,000枚とあるんですけども、それだけ教えてください。お願いします。

○小泉委員長 清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問の配付先はどこにということですが、現在、市内のごみ集積所が約1万2,800か所ございます。その中でですね、ダストピットと申しまして、マンションとかに設置されるごみ箱、それからブロック等で既にごみ集積所が設置されている、そういったところを除きますと、全体で約9,000か所ございます。その9,000か所のうち、既にネットが設置されているのが約8割ということで、対象は集積所を設置されている全ての方ではございますが、この3,000枚という数字を出したのは、このネットがまだ設置されていない部分が2,000か所、そしてまた、ネットは既に設置されているんですが、更新が必要なものが1,000か所ということで、この3,000枚という数字を出させていただいております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

ネットは市のほうで張ってくださるような形なんですか。それともその町内会とかにお配りする感じなんですか。

○小泉委員長 清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問で、配付の方法ということでございますが、これにつきましては、まず、市役所で配付をさせていただきたいと思います。こちらへおいでいただいて、その場で申請していただいて、その場所を確認させていただいてですね、お持ち帰りいただくということになります。その集積所の代表者または代理者の方、そういった方を確認させていただくということになります。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 集積所ってたしか、ここの集積所は何人ぐらいで捨てますよとかいって申請するじゃないです

か。このときの代表者、その一番上に書いてある代表者ですか。

今、集積所をつくってくださいというと、何人ぐらいでここに集めますよと、その名簿を出すと思うんですよ。その中で代表者ってあるんですけど。その代表者じゃなければならないとすれば、すごい昔からある町内会だと、どの人が代表者かも分からないんだけど、その場で来て申請ができるのか、代表者というのは何を対象にしているんですかね。

あと、ネットの大きさってどれぐらいなのか。場所によって、大きくないと入らないものがあって無駄になる可能性もあるでしょうから、ちょっとその2点だけ。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 代表者がどういう方になるかということでございますが、10軒以上の利用者があれば集積所を設置できるということがございまして、その集積所の利用者であれば申請いただけるということでございます。

また、ネットの大きさということでございますが、3メートル掛ける4メートルということで、通常の45リットルの袋で大体20袋をカバーできる大きさということでございます。

○小泉委員長 よろしいですか。そのほかについて何か。

須田委員。

○須田委員 あと、ごめんなさい、さっき款ごとにやってるんだと思ったら、途中から違っていたってことなので、ごみじゃなくていいんでしょ、もう。10款6項のスポーツフェスティバル補助金の、説明資料で23ページの500万円の予算の内容だけ、もうちょっと詳細に教えてください。

○小泉委員長 柏スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

このイベントにつきましては、この新型コロナウイルス感染症の流行によって外出が制限されて、ストレスをため込んだり、コロナ太りになる人が出たり、歩く機会が少なくなったりと、運動不足が続いている中で……

〔「何やるの」と呼ぶ者あり〕

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 イベントとしては、ニュースポーツ、誰でも気軽に参加できるような体を動かせるようなスポーツ、さらには、運動能力や体力測定などを行うスポーツテストなどを考えております。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

須田委員。

○須田委員 予算は関係ないんだけど、今回のコロナ対策に関する市報の掲載内容について、ちょっとお伺いしたいんですけど、それが許されるかどうか委員会で聞いていただければ。

○小泉委員長 須田委員の意見に対しまして、内容をお伺いし、委員会での取扱いを決めたいと思いますが

いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは説明させていただきます。

須田委員。

○須田委員 今回の市報の1面に、実は今議会の予算でまだ決定されていないものに関して、予定として書いてあるんですよ。その書き方っていうのはおかしくないかってことなんですよ。

まだ、予算が通ってないものに関して、今後こういうふうにやりますよっていうことを市報に書くと。具体的に言えば、産業消防委員会のほうのプレミアム商品券に関して、まだ予算も通っていないのに、予定で増やしますよって市報に書かれているんですよ。ああいう市報の書き方だと大変混乱するのかなと思うんですけど、どういう考え方で、そういうふうには予算等が決まっていなくても、今後こういうことやりますよって市報に載せちゃって、もし議会で議案が通らなかつたらどうなんだというような考えなんですけど、その市報の在り方についてちょっとお伺いしたいんですけど。

以上です。

○小泉委員長 沼田みとの魅力発信課長。

○沼田みとの魅力発信課長 須田委員の御質問にお答えいたします。

議案として7月8日に発表されるものであることから掲載したものでございまして、議決を前提とした意味合いではなくて、あくまでも予定で、確定したものとして表現したところではございませんけれども、そのように受け取られかねないことまでは考えがちょっと足りませんでした。申し訳ございません。

○小泉委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 では、みなさんよろしいでしょうか。

以上で、全ての質疑を終わらせていただきます。

それでは、これより議案第122号について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手にてお願いいたします。

なお、議案第122号につきましては、歳入が当委員会へ付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承を願います。

それでは、議案第122号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第122号について採決いたします。

議案第122号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小泉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時22分 散会